

議案第42号

甲賀市道の駅条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市道の駅条例

(設置)

第1条 道路利用者への良好な休憩の場の提供及び地域情報の発信等による市民と来訪者との交流を促進し、地元製品の販売による地域産業の振興及び賑わいの創出を図るとともに、地域の防災機能の充実を図るため、甲賀市道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------|------------------|
| 道の駅あいの土山 | 甲賀市土山町北土山505番地13 |

(施設)

第3条 道の駅には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 駐車場
- (2) トイレ
- (3) 休憩施設
- (4) 情報発信施設
- (5) 物販施設
- (6) 飲食施設
- (7) 交流施設
- (8) 屋外広場
- (9) 多目的室
- (10) その他附帯施設

(事業)

第4条 道の駅は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関する事。
- (2) 観光情報、地域情報等の発信に関する事。
- (3) 地元産品その他の物品の販売及び飲食物の提供に関する事。
- (4) 市民と来訪者との交流の増加及び促進に関する事。
- (5) 災害発生時の被災者等への支援に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関する事。

(管理の基準)

第5条 市長は、道の駅を常に良好な状態にあるように管理し、第1条の目的に応じて効率的かつ適正に運用しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第6条 道の駅の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

(利用の許可)

第7条 道の駅の施設のうち別表に掲げる施設（以下「貸し施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、貸し施設の管理運営上の必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、前条第1項の規定による許可をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、貸し施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 貸し施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、貸し施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 偽り又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、貸し施設の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消した場合において、利用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 貸し施設の使用料（以下「使用料」という。）は、別表で定めるとおりとする。

2 使用料は、第7条第1項の利用の許可を受けた際に納付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定めた基準に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他利用者の責めによらない理由により利用をすることができないときその他市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、貸し施設の利用が終わったときは、速やかに当該貸し施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第14条 利用者が、故意又は過失によって道の駅の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定等)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、道の駅の管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第4条各号に規定する事業の実施に関する業務

(2) 道の駅の利用の許可に関する業務

(3) 道の駅の施設の維持管理に関する業務

(4) 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の収受に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第7条、第8条、第9条第1項、第10条第2項、第12条及び第13条第2項の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第9条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とし、第11条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(甲賀市土山自然休養村管理センター条例の廃止)

2 甲賀市土山自然休養村管理センター条例（平成16年甲賀市条例第128号）

は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第7条第1項の規定による利用の許可、第15条第1項の規定による指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第7条、第10条、第16条関係)

単位(円)

| 施設名 | 区分 | 金額 | |
|------------------|---------------------|-----|-------|
| | | 市内 | 市外 |
| 多目的室1 | 1時間につき | 600 | 1,200 |
| 多目的室2 | 1時間につき | 500 | 1,000 |
| 多目的室3 | 1時間につき | 600 | 1,200 |
| 多目的室4 | 1時間につき | 600 | 1,200 |
| 多目的室5 | 1席当たり1時間につき | 200 | 400 |
| 多目的室6 | 1時間につき | 300 | 600 |
| 多目的室7 | 1時間につき | 400 | 800 |
| 多目的室8 | 1時間につき | 500 | 1,000 |
| 屋外広場及びその他 帯施設 | 1平方メートル当たり1 日につき | 200 | 400 |

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間(屋外広場及びその他帯施設にあつては、1日)当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

- 4 利用時間が1時間（屋外広場及びその他附帯施設にあつては、1日）に満たない場合の使用料は、1時間（屋外広場及びその他附帯施設にあつては、1日）とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 利用面積が1平方メートルに満たない場合の使用料は、1平方メートルとみなした額とする。

議案第43号

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市保育園設置等に関する条例（平成21年甲賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

付則に次のように加える。

（一時預かり保育料の特例）

- 4 本市の区域内に住所を有する者に係る一時預かり保育料は、第23条の規定にかかわらず、当分の間、無料とする。

付 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

甲賀市保育園設置等に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(一時預かり保育料)</p> <p>第23条 前条の規定により一時預かり保育の利用の許可を受けた保護者は、一時預かり保育料として別表第5に定める金額を納付しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(一時預かり保育料の特例)</p> <p><u>4 本市の区域内に住所を有する者に係る一時預かり保育料は、第23条の規定にかかわらず、当分の間、無料とする。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年7月1日から施行する。</u></p> | <p>(一時預かり保育料)</p> <p>第23条 前条の規定により一時預かり保育の利用の許可を受けた保護者は、一時預かり保育料として別表第5に定める金額を納付しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1～3 (略)</p> |

議案第44号

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年甲賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第</p> | <p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第</p> |

2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 及び(2) (略)

2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

議案第45号

甲賀市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

甲賀市子育て支援センター条例（平成16年甲賀市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市水口子育て支援センターの項中「甲賀市水口町八坂4番10号」を「甲賀市水口町水口5607番地」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する事業のほか、甲賀市土山子育て支援センター、甲賀市甲賀子育て支援センター、甲賀市甲南子育て支援センター及び甲賀市信楽子育て支援センターにおいては、保護者の一時的な保育の需要に対応する事業（以下「一時預かり保育」という。）を行うものとする。

第7条の見出し中「一時預かり保育等」を「一時預かり保育」に改め、同条中「第3条」を「第3条第2項」に改め、「及び病児・病後児保育（以下「一時預かり保育等」という。）」を削り、「、利用日数」を「及び利用日数」に改める。

第8条の見出し及び同条から第10条の見出しまでの規定中「一時預かり保育等」を「一時預かり保育」に改める。

付則に次の1項を加える。

（使用料の特例）

3 本市の区域内に住所を有する者に係る使用料は、第9条の規定にかかわらず、当分の間、無料とする。

別表第1中「

| 利用時間 |
|-------------------------|
| 午前7時30分 から午後6時 まで |
| 午前9時から 午後5時まで |

」を

「

| 利用時間 |
|------------------|
| 午前9時から 午後5時まで |

」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

| 区分 | 内容 | |
|--------|--|---------------|
| 利用対象者 | 本市の区域内に住所を有する就学前の者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の利用の対象とならないもの | |
| 利用時間 | 休館日を除く午前9時から午後5時まで | |
| 利用可能日数 | 家庭における保育が断続的に困難となる児童 | 原則として週3日 |
| | 保護者の傷病、入院等社会的にやむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする児童 | 原則として14日以内の期間 |
| | 保育者の育児に伴う心身の負担を軽減するため一時的に保育を必要とする児童 | 原則として半日又は1日 |

別表第3（第9条関係）

| 区分 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
|---------------|--------|--------|--------|
| | 1日 | 1日 | 1日 |
| 市内 | 2,800円 | 1,400円 | 1,200円 |
| 市長が特に必要と認めたもの | 4,000円 | 2,600円 | 2,000円 |

備考

- 「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。4時間以内は、半額の使用料とする。
- 対象児童の年齢は、利用年度の4月1日現在における満年齢による。
- 給食サービス等を受けた場合はその実費を負担するものとする。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則に1項を加える改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

甲賀市子育て支援センター条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|----|----------------|----------------|-----|--|--|----|----|----------------|---------------|-----|--|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 564 1104 710"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市水口子育て支援センター</td> <td>甲賀市水口町水口5607番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する事業のほか、甲賀市土山子育て支援センター、甲賀市甲賀子育て支援センター、甲賀市甲南子育て支援センター及び甲賀市信楽子育て支援センターにおいては、保護者の一時的な保育の需要に対応する事業（以下「一時預かり保育」という。）を行うものとする。</u></p> <p>(利用時間等)</p> | 名称 | 位置 | 甲賀市水口子育て支援センター | 甲賀市水口町水口5607番地 | (略) | | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 564 2000 710"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市水口子育て支援センター</td> <td>甲賀市水口町八坂4番10号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する事業のほか、次の各号に掲げる支援センターにおいては、当該各号に定める事業を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>甲賀市土山子育て支援センター、甲賀市甲賀子育て支援センター、甲賀市甲南子育て支援センター及び甲賀市信楽子育て支援センター 保護者の一時的な保育の需要に対応する事業（以下「一時預かり保育」という。）</u></p> <p>(2) <u>甲賀市水口子育て支援センター 児童等が病気の回復期又は病気の回復期に至らない場合で、かつ、当面症状の急変が認められず、集団保育が困難な期間の一時的な保育に対応する事業（以下「病児・病後児保育」という。）</u></p> <p>(利用時間等)</p> | 名称 | 位置 | 甲賀市水口子育て支援センター | 甲賀市水口町八坂4番10号 | (略) | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市水口子育て支援センター | 甲賀市水口町水口5607番地 | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市水口子育て支援センター | 甲賀市水口町八坂4番10号 | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |

第5条 支援センターの利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 (略)

(一時預かり保育の利用)

第7条 第3条第2項に規定する一時預かり保育_____の利用対象者、利用時間及び利用日数については、別表第2のとおりとする。

(一時預かり保育の利用許可)

第8条 一時預かり保育を利用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(一時預かり保育の使用料)

第9条 前条の規定により、一時預かり保育の利用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(一時預かり保育の使用料の減免)

第10条 (略)

付 則

1及び2 (略)

(使用料の特例)

3 本市の区域内に住所を有する者に係る使用料は、第9条の規定にかかわらず、当分の間、無料とする。

別表第1 (第5条関係)

第5条 支援センターの利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 (略)

(一時預かり保育等の利用)

第7条 第3条 _____に規定する一時預かり保育及び病児・病後児保育(以下「一時預かり保育等」という。)の利用対象者、利用時間、利用日数については、別表第2のとおりとする。

(一時預かり保育等の利用許可)

第8条 一時預かり保育等を利用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(一時預かり保育等の使用料)

第9条 前条の規定により、一時預かり保育等の利用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(一時預かり保育等の使用料の減免)

第10条 (略)

付 則

1及び2 (略)

別表第1 (第5条関係)

| 施設の名称 | 利用時間 | 休館日 |
|----------------|--------------|-----|
| 甲賀市水口子育て支援センター | 午前9時から午後5時まで | (略) |
| (略) | | (略) |

別表第2 (第7条関係)

| 区分 | 内容 | |
|--------|--|---------------|
| 利用対象者 | 本市の区域内に住所を有する就学前の者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の利用の対象とならないもの | |
| 利用時間 | 休館日を除く午前9時から午後5時まで | |
| 利用可能日数 | 家庭における保育が断続的に困難となる児童 | 原則として週3日 |
| | 保護者の傷病、入院等社会的にやむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする児童 | 原則として14日以内の期間 |
| | 保育者の育児に伴う心身の負担を軽減するために一時的に保育を必要とする児童 | 原則として半日又は1日 |

| 施設の名称 | 利用時間 | 休館日 |
|----------------|-----------------|-----|
| 甲賀市水口子育て支援センター | 午前7時30分から午後6時まで | (略) |
| (略) | 午前9時から午後5時まで | (略) |

別表第2 (第7条関係)

(1) 一時預かり保育

| 区分 | 内容 | |
|--------|--|---------------|
| 利用対象者 | 本市の区域内に住所を有する就学前の者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の利用の対象とならないもの | |
| 利用時間 | 休館日を除く午前9時から午後5時まで | |
| 利用可能日数 | 家庭における保育が断続的に困難となる児童 | 原則として週3日 |
| | 保護者の傷病、入院等社会的にやむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする児童 | 原則として14日以内の期間 |
| | 保育者の育児に伴う心身の負担を軽減するために一時的に保育を必要とする児童 | 原則として半日又は1日 |

別表第3（第9条関係）

| 区分 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
|---------------|--------|--------|--------|
| | 1日 | 1日 | 1日 |
| 市内 | 2,800円 | 1,400円 | 1,200円 |
| 市長が特に必要と認めたもの | 4,000円 | 2,600円 | 2,000円 |

（2） 病児・病後児保育

| 区分 | 内容 | | |
|--------|--|-----------------|------------------|
| 利用対象者 | 本市の区域内に住所を有するか市内の保育園等に通園している児童（小学校低学年児童を含む。）であつて、病気の回復期又は病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合にあり、集団生活が困難な児童で、かつ、保護者の勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難な児童 | | |
| 利用時間 | 月曜日から金曜日 | 午前7時30分から午後6時まで | 1月4日及び8月13日から8月1 |
| | 土曜日 | 午前7時30分から正午まで | 6日までの日を除く。 |
| 利用可能日数 | 原則として連続した7日までの期間。ただし、児童の健康状態についての医師判断及び保護者の状況により必要と認められる場合を除く。 | | |

別表第3（第9条関係）

（1） 一時預かり保育

| 区分 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
|---------------|--------|--------|--------|
| | 1日 | 1日 | 1日 |
| 市内 | 2,800円 | 1,400円 | 1,200円 |
| 市長が特に必要と認めたもの | 4,000円 | 2,600円 | 2,000円 |

備考

- 1 「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。4時間以内は、半額の使用料とする。
- 2 対象児童の年齢は、利用年度の4月1日現在における満年齢による。
- 3 給食サービス等を受けた場合はその実費を負担するものとする。

付 則

備考

- 1 「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。4時間以内は、半額の使用料とする。
- 2 対象児童の年齢は、利用年度の4月1日現在における満年齢による。
- 3 給食サービス等を受けた場合はその実費を負担するものとする。

(2) 病児・病後児保育

| 区分 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
|---------------|--------|--------|--------|
| | 1日 | 1日 | 1日 |
| 市内 | 2,800円 | 1,400円 | 1,200円 |
| 市長が特に必要と認めたもの | 4,000円 | 2,600円 | 2,000円 |

備考

- 1 「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。4時間以内は、半額の使用料とする。
- 2 対象児童の年齢は、利用年度の4月1日現在における満年齢による。
- 3 給食サービス等を受けた場合はその実費を負担するものとする。

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則に1項を加える改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

議案第46号

甲賀市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市児童クラブ条例の一部を改正する条例

甲賀市児童クラブ条例（平成18年甲賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土山かしきや児童クラブの項中「甲賀市土山町北土山2025番地」を「甲賀市土山町北土山1462番地」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

甲賀市児童クラブ条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|----|-----|--|-------------|-----------------|-----|--|---|----|----|-----|--|-------------|-----------------|-----|--|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 619 1106 810"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 619 542 667">名称</th> <th data-bbox="546 619 1106 667">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="237 670 1106 715">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 718 542 762">土山かしきや児童クラブ</td> <td data-bbox="546 718 1106 762">甲賀市土山町北土山1462番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="237 766 1106 810">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u></p> | 名称 | 位置 | (略) | | 土山かしきや児童クラブ | 甲賀市土山町北土山1462番地 | (略) | | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 619 1998 810"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 619 1438 667">名称</th> <th data-bbox="1442 619 1998 667">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 670 1998 715">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 718 1438 762">土山かしきや児童クラブ</td> <td data-bbox="1442 718 1998 762">甲賀市土山町北土山2025番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 766 1998 810">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | 土山かしきや児童クラブ | 甲賀市土山町北土山2025番地 | (略) | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土山かしきや児童クラブ | 甲賀市土山町北土山1462番地 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土山かしきや児童クラブ | 甲賀市土山町北土山2025番地 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第47号

甲賀市固定資産税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市固定資産税特別措置条例の一部を改正する条例

甲賀市固定資産税特別措置条例（平成25年甲賀市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び雇用機会の拡大を図るとともに」を「並びに雇用機会の拡大及び雇用環境の向上を図るとともに、環境と経済活動及び社会活動とが調和した持続可能な社会の実現に向け、本市においてカーボンニュートラル社会の実現に取り組む企業等を支援し、」に改める。

第2条第7号中「100分の0.7」の次に「（環境省LD-Tech認証製品（脱炭素化を促進する設備・機器等のうち、二酸化炭素削減に最大の効果をもたらす製品として環境省LD-Tech認証制度により認証された製品をいう。）を利用した設備投資にあつては、当該部分につき100分の0.0）」を加える。

第4条中「次の各号」を「次の各号のいずれか」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 中小企業者の企業等が行う新設等の場合に、当該新設等に係る投下固定資産額が1億円以上の企業等であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 新設等に伴って増加する常用雇用者が5人以上であること。
 - イ 申請日の属する事業年度の前年度において当該企業の従業員に対し支給した給与等の総額（雇用者給与等支給額）を、申請日の属する事業年度又は当該年度の翌年度において、1.5パーセント以上増加させる方針を従業員に表明していること。
- (2) 中小企業者以外の企業等が行う新設等の場合に、当該新設等に係る投下固定資産額が10億円以上の企業等であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 新設等に伴って増加する常用雇用者が15人以上であること。
 - イ 申請日の属する事業年度の前年度において当該企業の従業員に対し支給した給与等の総額（雇用者給与等支給額）を、申請日の属する事業年度又は当該年度の翌年度において、3パーセント以上増加させる方針を従業員に表明していること。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月2日以後に新設等が完了し、かつ、事業を開始したのものから適用する。

甲賀市固定資産税特別措置条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、固定資産税の特別措置を講ずることにより、企業等の新たな資本投下を促し、産業の振興並びに雇用機会の拡大及び雇用環境の向上を図るとともに、<u>環境と経済活動及び社会活動とが調和した持続可能な社会の実現に向け、本市においてカーボンニュートラル社会の実現に取り組む企業等を支援し、将来にわたり安定的に税収を確保することで、地域経済の発展及び市民生活の安定向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 不均一課税 甲賀市税条例（平成16年甲賀市条例第45号。以下「税条例」という。）第62条の規定にかかわらず、固定資産税（家屋及び償却資産に限る。）の税率を、100分の0.7（<u>環境省LD-Tech認証製品（脱炭素化を促進する設備・機器等のうち、二酸化炭素削減に最大の効果をもたらす製品として環境省L</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、固定資産税の特別措置を講ずることにより、企業等の新たな資本投下を促し、産業の振興<u>及び雇用機会の拡大を図るとともに</u></p> <hr/> <p>将来にわたり安定的に税収を確保することで、地域経済の発展及び市民生活の安定向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 不均一課税 甲賀市税条例（平成16年甲賀市条例第45号。以下「税条例」という。）第62条の規定にかかわらず、固定資産税（家屋及び償却資産に限る。）の税率を、100分の0.7_____</p> |

D-Tech 認証制度により認証された製品をいう。) を利用した設備投資にあつては、当該部分につき100分の0.0) とすることをいう。

(不均一課税の要件等)

第4条 市内において新設等を行う次の各号のいずれかに該当する企業等について、3年間に限り、当該固定資産税に不均一課税を行う。

(1) 中小企業者の企業等が行う新設等の場合に、当該新設等に係る投下固定資産額が1億円以上の企業等であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 新設等に伴つて増加する常用雇用者が5人以上であること。

イ 申請日の属する事業年度の前年度において当該企業の従業員に対し支給した給与等の総額(雇用者給与等支給額)を、申請日の属する事業年度又は当該年度の翌年度において、1.5パーセント以上増加させる方針を従業員に表明していること。

(2) 中小企業者以外の企業等が行う新設等の場合に、当該新設等に係る投下固定資産額が10億円以上の企業等であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 新設等に伴つて増加する常用雇用者が15人以上であること。

イ 申請日の属する事業年度の前年度において当該企業の従業員に対し支給した給与等の総額(雇用者給与等支給額)を、申請日の属する事業年度又は当該年度の翌年度において、3パーセント以上増加させる方針を従業員に表明していること。

_____ とすることをいう。

(不均一課税の要件等)

第4条 市内において新設等を行う次の各号 _____ に該当する企業等について、3年間に限り、当該固定資産税に不均一課税を行う。

(1) 中小企業者の企業等が行う新設等の場合に、当該新設等に係る投下固定資産額が1億円以上で、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する常用雇用者が5人以上ある企業。

(2) 中小企業者以外の企業等が行う新設等の場合に、当該新設等に係る投下固定資産額が10億円以上で、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する常用雇用者の数が15人以上ある企業。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月2日以後に新設等が完了し、かつ、事業を開始したものから適用する。